

愛知県困難な問題を抱える女性支援事業実施要綱

1 アウトリーチ・居場所づくり事業

(1) 目的

公的機関と民間団体が密接に連携し、様々な困難を抱える女性に対するアウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより、県内における行政と民間が連携した女性の自立支援の充実を図ることを目的とする。

(2) 補助事業対象者

年間を通じて困難な問題を抱える女性への支援を行う非営利法人（社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、一般社団法人等）であって、次に掲げる要件を満たす者とする。

なお、法人格を有しない団体であっても、知事が適当と認める場合には、対象者として認めることがある。

要件1 前年度末の時点で3年以上継続して困難な問題を抱える女性への支援を行っている団体であること。

要件2 会計帳簿が適切に作成・保存されていること。

要件3 政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制のもとにある団体でないこと。

(3) 支援対象者

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法第52号）第2条第1項に定める困難な問題を抱える女性であって、県が本事業の対象とすることを適当と認めた者（以下「困難な問題を抱える女性」という。）

(4) 事業内容及び実施方法

補助事業者は、以下の①、②及び③の事業を行うことを必須とし、④及び⑤の事業を行うことは任意とする。

なお、①、②の事業について、他の委託や補助を受けて実施している既存事業等を活用して実施する場合は、必須の条件を満たすものとして取り扱うこととする。

また、①や②等の際に緊急的に福祉サービスが必要となった場合は、アウトリーチ支援若しくはSNS等相談支援等の実施場所又は困難な問題を抱える女性が居住する地域の市区町村に連絡すること。

併せて、各事業実施の過程において、18歳未満の対象者で親等からの虐待を受けたと思われるなど要保護児童として把握した場合は、児童福祉法第25条の規定に基づき、福祉事務所又は児童相談所等に速やかに通告するものとする。

① アウトリーチ支援

困難な問題を抱える女性の被害の未然防止を図る観点から、深夜の繁華街などを巡回し、家に帰れずにいる困難な問題を抱える女性に対する声掛けや相談支援の実施や、ICTを活用したアウトリーチ支援を実施する。また、出張相談など困難な問題を抱える女性の状況に応じた支援を行うとともに、必要に応じて関係機関や居場所等への同行支援を行う。

② SNS等相談支援

困難な問題を抱える女性からの様々な悩みや直面する課題に対応するため、相談窓口を設置し、電話、メール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等による相談や、必要に応じて面談を実施する。また、アウトリーチ支援において声掛け、相談支援等を行った困難な問題を抱える女性や、居場所を利用していた困難な問題を抱える女性からのその後の相談に対応するとともに、必要に応じて面談を実施する。

③ 関係機関連携会議への参画

困難な問題を抱える女性に対する支援の内容に関する協議、公的機関等へのつなぎ方の協議や事例検証などを行うために県が開催する関係機関連携会議（月1回程度開催予定）に参画する。

④ 居場所の提供に関する支援

困難な問題を抱える女性の身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合は、居場所を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を以下により実施する。

ア 居場所の提供期間

居場所の提供は一時的な保護（1日から2日程度）を原則とするが、利用者の状態やその後の支援につなげるまでの間やむを得ず長期化する場合は、女性相談支援センターに連絡の上、引き続き居場所での支援を実施することができる。

なお、保護が2週間を超える場合は、補助事業者は、⑤に定める自立支援計画を策定しなければならない。

イ 居場所の提供体制

居場所の提供にあたっては、利用者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮した設備を有し、夜間を含め、速やかに利用者との連絡が取れる体制を確保すること。ただし、利用者が未成年者であって、夜間における一時的な保護が必要な場合は、支援員による相談、見守りの体制を確保すること。

ウ 利用者負担

支援が長期化する場合、食事の提供及び居住に要する費用その他日常

生活で通常必要となるものであって利用者に負担させることが適当と認められる費用については、利用者に負担させることができる。

利用者に負担させることができる金額は、自立支援計画において明確に定めることとし、あらかじめ利用者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該金額は、利用者の経済状況等に十分配慮した金額としなければならない。なお、利用者に負担させた場合は、適正に会計処理を行うとともに、これに関する諸帳簿（書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。）を整備しなければならない。

エ 留意事項

(ア) 居場所を提供し支援を行う場合は、利用者本人の同意を得ることとし、利用者が未成年者の場合は、親等親権者へ連絡した上で実施することを原則とする。

親等親権者への連絡に当たっては、必要に応じて児童相談所又は弁護士に依頼するなど、親子関係等に十分配慮した上で実施すること。ただし、親権者に連絡することにより、利用者の生命及び身体等に危険が生じるおそれがある場合等は、児童相談所や女性相談支援センター、警察等の関係機関と十分連携・協議した上で、利用者の安全・安心の確保に最善の対応を決定し、実施すること。

(イ) 性暴力被害や虐待等による心理的ケアや、感染症検査等が必要となる利用者については、医療機関と十分な連携を図った上で支援すること。

(ウ) 居場所で支援した後、自立に向けて福祉サービスが必要な場合又は既に福祉サービス（生活保護や障害者手帳の交付等）を利用している者を居場所で支援した場合は、当該居場所の所在地又は利用者の居住地の市区町村に連絡し、福祉サービスの継続利用又は必要な支援につなげること。

⑤ 自立支援

累次にわたる相談支援を提供しつつ、一定期間、継続的な支援が必要と判断される利用者や、居場所での支援が長期化する利用者については、自立支援計画（様式第1）を作成し、自立に向けた以下の支援を実施する。なお、自立支援計画の策定に当たっては、事前に利用者とは話し合う等により、利用者の意見が十分反映されるよう留意すること。

ア 利用者の新たな居住地に関して、利用者に対し情報提供や助言を行い、併せて関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

イ 利用者が自立して生活するために、就業や就学についての情報提供や助言を行い、ハローワークなど関係機関への同行支援及び連絡調整等を

図る。

ウ 生活資金を確保するための福祉サービス（生活保護等）についての情報提供や助言を行い、福祉事務所など関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

エ 性暴力被害や虐待等による心理的ケアや感染症検査等が必要となる利用者については、医療機関と十分な連携を図った上で支援すること。

オ その他、利用者の自立に向けて必要な支援を行う。

2 民間シェルター入所者等自立支援推進事業

(1) 目的

公的機関と民間団体が密接に連携し、配偶者からの暴力被害者等を支援する民間シェルター等の先進的な取組を促進することにより、県内における行政と民間が連携した配偶者からの暴力被害者等への支援の充実を図ることを目的とする。

(2) 補助事業対象者

民間シェルター入所者等自立支援推進事業を行う非営利法人（社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、一般社団法人等）であって、次に掲げる要件1から要件4を満たす者とする。

なお、法人格を有しない団体であっても、次に掲げる要件1から要件5を満たし、知事が適当と認める場合には、対象者として認めることがある。

要件1 前年度末の時点で3年以上継続して困難な問題を抱える女性への支援を行っている団体であること。

要件2 団体責任者、プログラム責任者、会計責任者などの執行部・責任者の体制が明確であり、会計帳簿が適切に作成・保存されていること。

要件3 県内に事務所（活動拠点を含む。）又はシェルター施設（DV被害者等が緊急一時的に避難でき、その保護を行う場（部屋）を有する施設又はDV被害者等が避難後に支援を受けながら地域で自立に向けた生活再建を図るための施設（ステップハウス）をいう。以下同じ。）を有し、その存在を、本県が確認できていること。

要件4 政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制のもとにある団体でないこと。

要件5 過去3年間で国、地方公共団体、独立行政法人から加害者プログラムや保護の委託等を受けて適切に完遂した実績があること。

(3) 支援対象者

DV被害者等（配偶者からの暴力被害者に加え、家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、現に保護・援助を必要とする状態にあると認められる者、その他ストーカー被害者、人身取引被害者等を含む。）であって、シェルター等施設に入所している又は入所等していた女性

(4) 事業内容及び実施方法

① 事業内容

民間シェルター等の退所後においても、支援の切れ目が生じないように、自立に向けたプログラムの実施、同行や家事育児に係る支援など、総合的かつ中長期的な支援を行う。

取組内容は、民間シェルター等の基本的な取組（電話・面接による事前の相談支援、保護及び保護中の支援員による一般的な相談・支援）に加えて行うものであって、その取組を実施することにより、地域におけるDV被害者等に対する支援が充実すると知事が認めるものとする。

【取組例】

(ア) 被害者等に対する自立に向けた支援の実施

- ・被害者等の状況に応じた効果的な心身回復及び自立支援プログラムの導入
- ・地域で自立に向けた生活再建を図るステップハウスでの支援
- ・退所した被害者等が生活上の各種相談や心理的な安定を確保するための居場所・交流会等の運営 等

(イ) 退所した被害者等に対する継続的なアウトリーチ支援の実施

- ・退所後に必要な各種相談・手続に係る行政機関等の関係機関への同行支援
- ・退所した被害者等に対する家庭訪問による家族への一体的な相談支援 等

② 留意事項

ア 過去に実施していない取組（新規事業）であること。ただし、既存の取組であっても、全国的に見て特に先進的な取組の充実を図るものであれば対象とすることがある。

イ 既存の取組の単純な拡充を内容とするものではないこと。なお、先進的な新規事業の実施に伴い、一体的に実施する必要がある追加的な部分については一定の範囲内で対象とすることができる。

ウ 他の補助金を受けて実施することが可能な既存の事業内容ではないこと。

3 ステップハウス提供事業

(1) 目的

公的機関と民間団体が密接に連携し、様々な困難を抱える女性に対する相談対応や、ステップハウスでの支援、地域での自立・定着、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより、県内における行政と民間が連携した女性の自立支援の充実を図ることを目的とする。

(2) 補助事業対象者

年間を通じて困難な問題を抱える女性への支援を行う非営利法人（社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、一般社団法人等）であって、次に掲げる要件を満たす者とする。

なお、法人格を有しない団体であっても、知事が適当と認める場合には、対象者として認めることがある。

要件1 前年度末の時点で3年以上継続して困難な問題を抱える女性への支援を行っている団体であること。

要件2 会計帳簿が適切に作成・保存されていること。

要件3 政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制のもとにある団体でないこと。

(3) 支援対象者

困難な問題を抱える女性

(4) 事業内容及び実施方法

補助事業者は、以下の①、②、③及び④の事業を行うことを必須とし、⑤の事業を行うことは任意とする。

なお、①の事業について、他の委託や補助を受けて実施している既存事業等を活用して実施する場合は、必須の条件を満たすものとして取り扱うこととする。

また、①や②等の際に緊急的に福祉サービスが必要となった場合は、アウトリーチ支援若しくは面談等の実施場所又は困難な問題を抱える女性が居住する地域の市区町村に連絡すること。

併せて、各事業実施の過程において、18歳未満の対象者で親等からの虐待を受けたと思われるなど要保護児童として把握した場合は、児童福祉法第25条の規定に基づき、福祉事務所又は児童相談所等に速やかに通告するものとする。

① SNS等相談支援

困難な問題を抱える女性からの様々な悩みや直面する課題に対応するため、相談窓口を設置し、電話、メール、SNS等による相談や、必要に応じて面談を実施する。また、アウトリーチ支援において声掛け、相談支援等を行った困難な問題を抱える女性や、居場所を利用していた困難な問題を抱える女性からのその後の相談に対応するとともに、必要に応じて面談を実施する。

② 自立支援

累次にわたる相談支援を提供しつつ、一定期間、継続的な支援が必要と判断される利用者や、居場所での支援が長期化する利用者については、自立支援計画（様式第1）を作成し、自立に向けた以下の支援を実施する。なお、

自立支援計画の策定に当たっては、事前に利用者と話し合う等により、利用者の意見が十分反映されるよう留意すること。

ア 利用者の新たな居住地に関して、利用者に対し情報提供や助言を行い、併せて関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

イ 利用者が自立して生活するために、就業や就学についての情報提供や助言を行い、ハローワークなど関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

ウ 生活資金を確保するための福祉サービス（生活保護等）についての情報提供や助言を行い、福祉事務所など関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

エ 性暴力被害や虐待等による心理的ケアや感染症検査等が必要となる利用者については、医療機関と十分な連携を図った上で支援すること。

オ その他、利用者の自立に向けて必要な支援を行う。

③ ステップハウス

②の実施に際し、自立支援計画に基づき、生活再建や生活習慣の改善等の生活支援や就労支援等を受けながら一定期間居住できる場所を提供する支援を以下により実施する。

ア ステップハウスの提供期間

ステップハウスの提供は中期的な支援とするが、利用者の状態やその後の支援につなげるまでの間やむを得ず長期化する場合は、女性相談支援センターに連絡の上、引き続きステップハウスでの支援を実施することができることとする。

イ ステップハウスの提供体制

ステップハウスとして提供する住宅は、日常生活に支障がないよう必要な設備を有するとともに、利用者の保健衛生及び安全について十分配慮されたものとする。

ウ 利用者負担

居住に要する費用その他日常生活で通常必要となるものであって利用者に負担させることが適当と認められる費用については、利用者に負担させることができるものとする。

利用者に負担させることができる金額は、自立支援計画において明確に定めることとし、あらかじめ利用者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該金額は、利用者の経済状況等に十分配慮した金額としなければならない。なお、利用者に負担させた場合は、適正に会計処理を行うとともに、これに関する諸帳簿（書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。）を整備しなければならない。

エ 留意事項

- (ア) ステップハウスを提供し支援を行う場合は、利用者本人の同意を得ることとし、利用者が未成年者の場合は、親等親権者へ連絡した上で実施することを原則とする。

親等親権者への連絡に当たっては、必要に応じて児童相談所又は弁護士に依頼するなど、親子関係等に十分配慮した上で実施すること。ただし、親権者に連絡することにより、利用者の生命及び身体等に危険が生じるおそれがある場合等は、児童相談所や女性相談支援センター、警察等の関係機関と十分連携・協議した上で、利用者の安全・安心の確保に最善の対応を決定し、実施すること。また、事前に事業の目的、実施期間、当該住宅における生活上の安全面についての留意点や緊急時の連絡方法等について、利用者と十分話し合うこと。

- (イ) ステップハウスで支援した後、地域での自立に向けて福祉サービスが必要な場合は、当該ステップハウスの所在地又は利用者の居住地の市区町村が、利用者に提供する福祉サービスの実施機関として、必要な支援を行うこと。
- (ウ) 既に福祉サービス（生活保護や障害者手帳の交付等）を利用している者をステップハウスで支援した場合は、ステップハウスの所在地の市区町村につないだ上で、当該市区町村が既福祉サービス提供市区町村と必要な調整等を行うことにより、福祉サービスの利用が途切れることのないよう留意すること。

④ 関係機関連携会議への参画

困難な問題を抱える女性に対する支援の内容に関する協議、公的機関等へのつなぎ方の協議や事例検証などを行うために県が開催する関係機関連携会議（月1回程度開催予定）に参画する。

⑤ アフターケア

②又は③による支援を実施した者等に対して、地域で自立していくために、職員による相談、助言など、地域生活を定着させるための継続的な支援を行う。

【取組例】

ア 電話相談

イ 家庭訪問

ウ 社会生活の場（地域活動の場、職場など）への同行等

4 補助事業者の遵守事項

(1) 活動記録の作成

補助事業者は、1及び2に掲げる事業を実施する際、支援の実施状況を確認できるように、日報（様式第2）及び支援対象者ごとのケース記録を作成する。

また、支援件数等の実績について実績件数等調書（様式第3-1、様式第3-2、及び様式3-3）により報告を作成し、補助事業終了後に県に提出する。

(2) 支援に関する記録の保管及び開示

日報及びケース記録は補助事業終了後5年間保管するものとし、県が求める場合は開示しなければならない。

(3) 個人情報の取扱い

効果的な支援の実施のため、支援対象者から事前に同意を得て、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で関係者間の情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことがないように、個人情報の取扱いについて守秘義務を遵守すること。

ただし、支援対象者個人を特定できる情報の共有については、福祉サービスの提供や当該支援対象者の生命・身体等に危険が生じる恐れがある場合等であって、関係機関の間で情報を共有した上で連携して支援を行うことが最善と判断する場合に限るものとする。

(4) 安全の確保

事業者は、事業の実施に当たっては、支援対象者が安全で安心して支援を受けることができる環境を整えなければならない。

5 経費の補助

本事業に要する経費の一部について、県は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。

なお、他の国庫補助金や県補助金等の補助を受けて実施している場合は、本事業の補助対象とならない。

6 その他

本事業の実施に関して必要な事項については、別途定める。

附 則

この要綱は、2024年9月19日に施行し、2024年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2025年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2026年4月1日から施行する。

様式第1

自立支援計画

作成年月日	年 月 日
団体名	

ふりがな 氏名				生年月日(年齢)	年 月 日(歳)	相談開始日	年 月 日	関係行政 機関等	自治体	
									担当者	
									連絡先	
相談理由				これまでの支援状況						
心身の状況	【病名・症状・状態・入院状況等】									
	【服薬状況】						【手帳取得状況】			
親 族 等	本人との関係	氏名	年齢	住所、関わり状況等						
自立支援の目標 (本人の望む暮らし)										

No.	課題	(本人の意向を踏まえた)目標	支援内容

日 報

団体名	
年月日	年 月 日

1 夜間見回り等

実施場所	
実施内容	
件数（声掛けを行った人数等）	
特記事項	

2 相談及び面談

実施方法	
実施内容	
件数（相談支援を行った人数等）	
特記事項	

3 居場所の提供

実施場所（住所も記載）		
支援内容		
支援人数	前日末人数	
	入所人数	
	退所人数	
	当日末人数	
特記事項		

4 自立支援

支援項目	支援内容	人数
同行支援		
自立支援プログラム		

愛知県困難な問題を抱える女性支援事業費補助金 実績件数等調査
(アウトリーチ・居場所づくり事業)

団体名	
-----	--

(1) 事業実績内容

①アウトリーチ支援・SNS等相談支援

ア) 夜間見回りやICTを活用したアウトリーチ支援等の実施状況

支援回数、場所、支援対象者数、活動状況を具体的に記載	
----------------------------	--

イ) 電話・メール・SNS等相談支援の実施状況

活動状況を具体的に記載	
-------------	--

i 相談人数(相談方法ごとに実人員を記載、()内のみ延べ人数も記載 ※事業開始から年度末までの人数)

相談方法	電話	メール	SNS	面談	訪問	その他	計
相談人数				()	()		

ii 年齢別相談人数(実人員を記載 ※事業開始から年度末までの人数)

年齢別	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上	不明	計
相談人数										

iii 関係機関との連携状況

連携状況を具体的に記載 ※公的機関につないだ件数等も記載	
---------------------------------	--

iv 広域連携の状況

広域対応した具体的な取組を記載	
-----------------	--

②居場所の提供に関する支援

ア) 宿泊を伴う保護人数

短期	人
長期(2週間を超える場合)	人

i 年齢別保護人数

年齢別	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上	不明	計
相談人数(短期)										
相談人数(長期)										

ii 保護した女性の属性・課題

属性・課題 (人数)	虐待	性暴力	AV出演強要	JKビジネス	就労
属性・課題 (人数)	居所なし	家出	自殺念慮	いじめ	孤独・孤立
属性・課題 (人数)	貧困	DV(デートDV)	妊娠	依存症	その他

(注) 複数当てはまる場合は、重複して計上すること。

iii 心理的ケア等の医療機関との連携

支援した女性の人数、具体的な取組を記載	
---------------------	--

イ) 関係機関との連携状況

連携状況を具体的に記載 ※公的機関につないだ件数等も記載	
---------------------------------	--

ウ) 未成年者への対応状況

弁護士の活用や警察、児相との連携等について具体的に記載	
-----------------------------	--

③自立支援

ア) 支援状況

居住支援、就業支援、生活支援等、具体的な支援内容を記載	
-----------------------------	--

イ) 関係機関との連携状況

連携状況を具体的に記載 ※公的機関につないだ件数等も記載	
---------------------------------	--

(2) 対象経費の実支出額

事業内容	実支出額(円)
アウトリーチ支援事業	
SNS相談支援	
居場所の確保支援経費	
自立支援経費	
合計	

愛知県困難な問題を抱える女性支援事業費補助金 実績件数等調書
(民間シェルター入所者等自立支援推進事業)

団体名	
-----	--

【基本情報】

1. 施設名称	
---------	--

2. スタッフ数		
合計		人
常勤スタッフ		人
非常勤スタッフ		人
ボランティア		人
その他		人

3. 定員(人数又は世帯数)		人		世帯
----------------	--	---	--	----

4. 居室数		室	(※シェルターとして利用する居室のみ)
--------	--	---	---------------------

5. 支援対象者	
----------	--

6. 活動内容	
---------	--

【実施状況】

7. 利用者(入所者)	(延べ人数)	
合計		人
女性		人
男性		人
同伴児童		人

9. 退所者	(延べ人数)	
合計		人
女性		人
男性		人
同伴児童		人

8. 平均滞在日数		日
-----------	--	---

愛知県困難な問題を抱える女性支援事業費補助金 実績件数等調査
(ステップハウス提供事業)

団体名	
-----	--

(1) 事業実績内容

① SNS等相談支援

○電話・メール・SNS等相談支援の実施状況

活動状況を具体的に記載	
-------------	--

i 相談人数(相談方法ごとに実人員を記載、()内のみ延べ人数も記載 ※事業開始から年度末までの人数)

相談方法	電話	メール	SNS	面談	訪問	その他	計
相談人数				()	()		

ii 年齢別相談人数(実人員を記載 ※事業開始から年度末までの人数)

年齢別	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上	不明	計
相談人数										

iii 関係機関との連携状況

連携状況を具体的に記載 ※公的機関につないだ件数等も記載	
---------------------------------	--

iv 広域連携の状況

広域対応した具体的な取組を記載	
-----------------	--

② 自立支援

ア) 支援状況

居住支援、就業支援、生活支援等、具体的な支援内容を記載	
-----------------------------	--

イ) 関係機関との連携状況

連携状況を具体的に記載 ※公的機関につないだ件数等も記載	
---------------------------------	--

③ ステップハウス

ア) 年齢別利用者数・平均入居期間

年齢別	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上	不明	計
利用者数										
平均入居期間										

イ) 未成年者への対応状況

弁護士の活用や警察、児相との連携等について具体的に記載	
-----------------------------	--

ウ) 自立に向けた支援状況

資格取得支援、就職活動支援等、具体的な支援内容を記載	
----------------------------	--

エ) 同伴児童の学習支援状況

通塾支援等、具体的な支援内容を記載	
-------------------	--

④ アフターケア

支援方法・支援経過を具体的に記載	
------------------	--

支援結果を踏まえた結果報告を記載	
------------------	--

(2) 対象経費の実支出額

事業内容	実支出額(円)
SNS相談支援	
自立支援経費	
ステップハウス	0
ステップハウス(賃料等)	
資格取得費	
就職活動支援費	
就職支度費	
補習費	
アフターケア	
合計	